

# 松戸市農業委員会総会議事録

令和 6 年 3 月 8 日

## 令和6年松戸市農業委員会3月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和6年3月8日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

### 1. 出席委員

|          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 番      | 杉 浦 昌 平 | 2 番     | 杉 浦 勇 司 |
| 3 番      | 横 山 定 勝 | 5 番     | 渡 邊 洋 子 |
| 6 番      | 加 藤 万里子 | 7 番     | 山 口 輝 雄 |
| 8 番      | 戸 張 嘉 宣 | 9 番     | 岩 佐 忠 夫 |
| 1 0 番    | 川 上 博 久 | 1 1 番   | 渡 来 和 治 |
| 1 2 番    | 渡 邊 慶 弘 | 1 3 番   | 鈴 木 榮 一 |
| 1 4 番    | 湯 浅 孝 一 | 1 5 番   | 相 田 敏 克 |
| 明・矢切区域   | 齋 藤 香   | 東 部 区 域 | 湯 浅 雅 之 |
| 常盤平・五香区域 | 山 崎 唯 司 | 馬橋・小金区域 | 小 林 直 一 |
| 馬橋・小金区域  | 湯 浅 清   |         |         |

### 1. 欠席委員

明・矢切区域 平 川 正 俊

### 1. 関係課出席職員 農政課

|     |         |      |       |
|-----|---------|------|-------|
| 課 長 | 田 嶋 和 彦 | 主任主事 | 榎 本 稔 |
|-----|---------|------|-------|

### 1. 事務局出席職員

|      |         |        |       |
|------|---------|--------|-------|
| 事務局長 | 加 藤 広 之 | 事務局長補佐 | 榎 孝 弘 |
| 係 長  | 落 合 利 彦 |        |       |

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和6年3月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が5名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号8番、戸張嘉宣委員、議席番号9番、岩佐忠夫委員の両委員を指名いたします。  
よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日は傍聴人いらっしゃいません。お願いします。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

---

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第3号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第5号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

---

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 農政課、田嶋です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、再設定案件２件となります。

それでは、議案第１号１番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書１ページの１番をご覧ください。

申請地につきましては、ピンクの冊子でお配りしている参考資料１ページ、２ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は高塚新田、現況地目は畑で、面積は１,４２５平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は１０年の設定でございます。

借受者の方は、枝豆を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より、議案第１号の１番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

**渡邊（洋）委員** 議席番号５番、渡邊洋子です。

ただいまの説明でよく分かりました。再設定ということですので、今後も最適に使用されると思います。賛成したいと思います。お諮りください。

**議 長** ただいま渡邊洋子委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長** ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の１番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、２番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いします。

**農政課長** 議案第１号、２番をご説明いたします。

議案書１ページの２番、参考資料の３ページ、４ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑、面積は５１５平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は２年の設定でございます。

借受者の方は、大根を主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より、議案第 1 号の 2 番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、齋藤委員。

**齋藤委員** 推進委員の齋藤香です。

現在ブロッコリー等を作っていると思いますが、再設定で大根を作付するということです。

四季を通じ、1 年を通じて管理されると思われます。私は賛成します。ご審議ください。

**議 長** ただいま齋藤香委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長** ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第 1 号の 2 番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

（農政課長退席）

---

## ◎議案第 2 号

**議 長** 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番を議題といたします。

第 2 審査会第 2 審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

**第 2 審査会第 2 審査班座長** 議席番号 1 番、杉浦昌平です。

去る 3 月 4 日月曜日、議案第 2 号及び議案第 3 号の審査のため、第 2 審査会第 2 審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告いたします。

当日は、湯浅孝一農業委員、戸張嘉宣農業委員、山崎唯司推進委員、小林直一推進委員、

私の5名により、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果について説明をいたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告いたします。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番について説明をいたします。

議案書の2ページ、議案参考資料については5ページから6ページになります。

申請地の位置につきましては、議案参考資料の5ページのところであります。

申請地は2筆で、面積は4,234平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、隣地を所有しており、畑として一体利用するため、譲渡人の申請理由は、農地の維持ができないためです。

申請地では、ネギを栽培するとのことでした。

譲受人の耕作従事日数は、構成員3人で740日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えております。

農機具につきましては、耕運機1台、トラクター2台、動噴1台、貨物自動車3台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断いたしました。

申請地の営農計画では、ネギの栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では、議案第2号の1番については慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものではなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。これらをもって許可すべきとの意見決定を図ったところであります。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位におきましてご審議のほどよろしく願いいたします。

**議長** ただいま杉浦昌平座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、川上委員。

**川上委員** 議席番号10番、川上博久です。

申請者は当地域で有数の農家であり、後継者も五、六年後には一緒に農業を行うというこ

とで、規模拡大するのが相当であると、当然であるというふうに考えております。

よって、賛成したいと思います。審議のほどお願いします。

**議 長** ただいま川上委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。

これより議案第2号の1番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第2号の2番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

**第2審査会第2審査班座長** それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての2番についてご説明をいたします。

議案書2ページ、議案参考資料につきましては7ページから8ページになります。

申請地の位置につきましては、議案参考資料の7ページのところでございます。

申請地は2筆、面積は合計で1,543平方メートル、現況は畑で適正に管理されております。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、農業経営拡大のため、譲渡人の申請理由は、会社員であるため耕作する時間がなく、経営規模を縮小するためであります。

申請地では、柿を栽培することです。

譲受人の耕作従事日数は、構成員4人で360日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えております。

農機具につきましては、農用車2台、スピードスプレイヤー2台、トラクター2台、草刈り機3台、テラー、耕運機のことだということですね。耕運機、テラー1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断いたしました。

申請地の営農計画では、柿の栽培を行うということです。

以上、審査会では、議案第2号2番につきましては、慎重審議の上、農地法第3条の許可

条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断いたしました。これらをもちまして、許可すべきと意見決定を図ったところであります。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議をよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま杉浦昌平座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡来和治委員。

**渡来委員** 議席番号11番、渡来和治です。

今の杉浦座長の説明でよく分かりました。申請者は地元で梨を栽培しておりまして、地元では幼稚園のほうが有名なんですけれども、果樹栽培はもともとやっていたので、柿の栽培も十分可能かと思います。私は賛成いたします。よろしくご検討ください。

**議 長** ただいま渡来委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。

これより議案第2号の2番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎議案第3号

**議 長** 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

**第2審査会第2審査班座長** それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてにつきまして説明をいたします。

議案書 3 ページ、議案参考資料につきましては 9 ページから 18 ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の 9 ページのところであります。

本案件につきましては、令和 5 年 8 月総会に上程され、その時点で許可相当として県に送致され、その後許可されたものですが、転用目的に変更があったため、本議案によって承認申請するものであります。

議案参考資料の 11 ページ、12 ページをご覧ください。

計画変更前は、生活介護事業所と共同生活援助事業所を建設する予定でしたが、昨年の物価高騰により建築費用が大幅に増加したため、生活介護事業所の建設を中止し、共同生活援助事業所のみを建設することになりました。

漢字でずっと書いてあるんですが、生活介護事業所というのは、よくいうデイサービスのことです。共同生活援助事業所というのは、グループホームというものでありますのでご承知おきください。

続けますが、共同生活援助事業所、グループホームだけを建設することにいたしました。

この変更によって、建築面積が 1,301.62 平方メートルから約 757.52 平方メートルへ減少いたしました。

なお、生活介護事業所、デイサービスのほうです。が建設される予定だった場所につきましては、多目的広場として活用する計画となっております。

排水計画等、ほかの条件については変更ありません。

農地区分につきましては、申請地の農地からおおむね 500 メートル以内に、住宅の用又は事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり が 10 ヘクタール未満であることから、前回同様第 2 種農地と判断いたしました。

以上、議案第 3 号について変更点を説明いたしました。が、審査会では現地調査及び慎重審議の結果、事業の実現性、隣接農地への影響は問題ないと判断し、承認相当との意見決定を行いました。

以上、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

**議長** ただいま杉浦昌平座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、承認相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅雅之委員。

**湯浅（雅）委員** 推進委員の湯浅雅之です。

ただいまの座長の説明で分かりました。前に許可も出ている議案でもあり、私は審査会の意見に賛成したいと思います。お諮りをよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅雅之委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。  
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、承認相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、承認相当との意見を付して県知事宛に送付することに決定いたしました。

---

#### ◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書4ページ、報告事項1から13ページの報告事項5についてご報告させていただきます。

まず、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、4ページ下段に記載のとおり、1月分として田3件、2,748平米、畑6件、2,221平米、合計9件、4,969平米の届出を受理しました。

次に、5ページから9ページ、報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、9ページに記載のとおり、田6件、7,142平米、畑31件、1万5,564平米、合計37件、2万2,706平米の届出を受理しました。

次に、10ページから11ページ、報告事項3 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、適格者証明書1件、引き続きの証明書を6件を交付しました。

次に、12ページ、報告事項4 生産緑地に係る主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、死亡による買取申出が生じたため、1件の証明書を交付しました。

その後、報告事項5 農地法第30条第1項の規定に基づく利用状況調査結果についてです

が、令和5年10月から翌6年1月にかけて、農業委員、推進委員、事務局2人の合計4人を持って8日間にわたり農地パトロールを実施した結果を報告します。

令和5年度の市街化調整区域内農地の遊休農地は、表の右下に記載のとおり、50筆、3万6,569平米でした。市街化区域農地については該当ありませんでした。

事務局からの報告事項は以上です。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

---

#### ◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和6年3月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時23分